平成２２年（フ）第２０１０号
大阪府河内長野市木戸西町２丁目５番10号
債務者　有限会社オフィス島
代表者代表取締役　島　　安和
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地197
債務者　有限会社ライジング
代表者代表取締役　奥田　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時30分
津地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１３２号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙519番地１
債務者　橋本　勝美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　清志
4　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１３３号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙519番地１
債務者　橋本つた子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　清志
4　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１４号
長崎県対馬市美津島町大船越530番地
債務者　松村　良幸
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　圭一
4　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年４月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第９３５号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上773番地の194
債務者　内村　　修
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９５５号
仙台市青葉区台原３丁目15番２号　倉持ハイツ202、従前の住所仙台市青葉区北根１丁目２番２―302号
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　破産債権の届出期間　平成23年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
三重県伊賀市希望ヶ丘東５丁目11番20号
債務者　津田　　裕
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県西宮市木津山町８番６号
債務者　寶田　仁子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　誠一
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４号
愛媛県喜多郡内子町内子3170番地
債務者　竹﨑　敬介
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳瀬　美紀
4　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３７１１号
名古屋市中村区烏森町１丁目100番地
債務者　荒川　良子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　拓也
4　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７１号
東京都小金井市貫井北町１丁目４番１―205号　パレ武蔵小金井、申立時及び住民票上の住所名古屋市北区光音寺町１丁目66番地の２ピア弦四路203号
債務者　中村　希人
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若山　哲史
4　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０９号
長崎県長崎市上小島５丁目１番48号
債務者　坂口美保子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
長崎県長崎市脇岬町3365番地１、旧住所大阪府堺市美原区丹上395番地３
債務者　中村　方則
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係